

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

公益財団法人難病医学研究財団  
規程第04号  
平成23年4月1日適用

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人難病医学研究財団（以下「本財団」という。）の定款第19条及び第38条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、評議員会で選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等及び賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費等を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、役員及び評議員の職務執行への対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬等は、月額とし、各々の理事の報酬等月額は別表第1「常勤役員の報酬等月額の基準」の範囲内で、理事会の承認を得て理事長が定めるものとする。
- 3 非常勤理事の報酬等は、理事会等への出席等に対する1日当たりのものとし、報酬等の額は、別表第2「非常勤役員の報酬等の基準」にしたがい、理事会の承認を得て理事長が定めるものとする。
- 4 監事の報酬等は、別表第1及び別表第2に定める基準の範囲内で、各監事が協議のうえ決定するものとする。
- 5 役員及び評議員に賞与は支給しない。
- 6 常勤役員が役員として円満に勤務した後、退任したときは、評議員会の承認を経て、別表第3「常勤役員の報酬等（退任一時金に限る。）の支給基準」により退任慰労金を支給することができる。
- 7 非常勤役員の退任にあたっては、評議員会において退任慰労金の支給に関し支給対象者の範囲及び支給額等の決議がなされたときに限り退任慰労金を支給することができる。
- 8 評議員の報酬等は、評議員会等への出席等に対して支給するものとし、定款第19条に定める金額の範囲内とする。

9 評議員の報酬等の額は、別表第4「評議員の報酬等の基準」に基づき、定めるものとする。

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員に対する報酬等は、毎月一定の定まった日に支給する。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、理事会及び評議員会等への出席等の都度、支給する。

(報酬等の支払い方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支払う。ただし、死亡による退任の場合はその遺族に支払う。

2 支払いに関し、本人又は遺族から指定金融機関の指定口座への振込みの申出があったときは、その申出に沿って支払うことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支払うことができる。

(費用)

第6条 本財団は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって要する費用を負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日以後、遅滞なく支払う。

2 前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(交通費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、交通費の実費相当を支給する。

(公表)

第8条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び同法第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人難病医学研究財団の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。  
(平成23年4月19日理事会及び評議員会で議決)

## 別 表

### (別表第1) 常勤役員の報酬等月額の基準

常勤役員の報酬は、一人につき月額50万円以内とする。

### (別表第2) 非常勤役員の報酬等の基準

非常勤役員の報酬は、役員が理事会等への出席並びにそのほか職務に従事したなどのとき、1日につき20,000円とする。

ただし、代表理事については、1日につき25,000円とする。

また、監事が行う決算に関する監査については、1日につき30,000円とする。

### (別表第3) 常勤役員の報酬等（退任一時金に限る。）の支給基準

常勤役員が退任したときの退任一時金の支給は、退任時における報酬月額に在職月数を乗じて得た額に、評議員会の承認を得て理事長が定める係数を乗じて得た額とする。

### (別表第4) 評議員の報酬等の基準

評議員の報酬は、評議員会等への出席などのとき、1日につき20,000円とする。ただし、評議員会会長については、1日につき25,000円とする。